

品名が異なる危険物を貯蔵する場合には

ガソリン、アルコール、潤滑油など品名が異なる危険物を同一売場で陳列・販売する場合は、それぞれの品名ごとの指定数量の倍数を算出し、合計した数値を求めます。通常の売り場に陳列・販売するためには、この数値を**0.2未満**にする必要があります。

指定数量の計算例



+



+



- ①消毒用アルコール (40L) ÷ アルコール類指定数量 (400) = 0.1
②ホワイトガソリン (16L) ÷ 第1石油類指定数量 (200) = 0.08
③塗料(第2石油類の場合) (20L) ÷ 第2石油類指定数量 (1,000) = 0.02

①0.1 + ②0.08 + ③0.02 = 0.2

合計0.2倍

許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うと・・・

指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うと、**消防法令違反**となり、**危険物の除去命令**対象になったり、**罰金**及び**懲役**に処される可能性があります。

許可を受けた場所や施設以外で危険物を貯蔵・取扱うことは大変危険です。絶対にやめましょう。



最後にもう一度確認を！

- 販売する商品は危険物なのか。
- 危険物の品名は何なのか。
- 容器に品名の記載、含有量は表示されているか。
- 合計の倍数が指定数量の0.2未満か。

みなさん！！法令を遵守し、危険物の事故防止、火災予防に努めましょう。



甘木・朝倉消防本部 予防課
TEL : 0946-23-2752

